○財務省令第五十七号

所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百四十一号）の施行に伴い、並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の八第一号ロ及び第二号ロ、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十条及び第二百二十五条第一項、所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第四十一条の二第三項及び第四十八条第五項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令（平成二十六年政令第百七十九号）第八条第十五項及び第十六条第八項の規定に基づき、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年五月二十九日

財務大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗

租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令

（租税特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二第一項中「同法に基づき」を削り、同条第二項第一号中「この号」の下に「及び第五項第一号」を、「免除された者を除く。」の下に「同号において同じ。」を、「とされている者」の下に「（同号において「扶養親族等」という。）」を、「類する者」の下に「（第五項第一号において「施設入所等児童等」という。）」を加え、同項第二号イ中「イに」を「イ及び第五項第二号イに」に改め、同号ハ中「ハに」を「ハ及び第五項第二号ハに」に改め、同号ニ中「ニに」を「ニ及び第五項第二号ニに」に改め、同条第三項中「もの」を「給付金」に改め、同条第六項中「もの」を「給付金」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項第一号中「次項に」を「第十項第二号に」に、「次号に」を「次号及び第十項第一号に」に改め、同項第二号中「同法に基づき」を削り、同項第三号中「施設入所等児童」の下に「（第十項第二号において「施設入所等児童」という。）」を加え、同号ロ中「住民基本台帳法に基づき」を削り、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4　法第四十一条の八第一号ロに規定する住民基本台帳に記録されている者に準ずる者として財務省令で定める者は、基準日（施行令第二十六条の八に規定する日をいう。以下この項及び次項において同じ。）以前に住民基本台帳法第八条の規定により住民票の消除がされた者で、基準日において国内に居所を有しているもの（基準日においていずれの市町村又は特別区の住民基本台帳にも記録されていない者に限る。）のうち、基準日後に住民基本台帳に記録された者とする。

5　法第四十一条の八第一号ロに規定する扶養親族とされている者その他の財務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　平成二十七年度分の市町村民税が課されている者の扶養親族等（基準日において施設入所等児童等に該当する者を除く。）

二　基準日において次のいずれかに該当する被保護者（基準日において保護が停止されていた者及び基準日の翌日から平成二十七年十月一日までの期間（以下この号において「特定期間」という。）内に保護が廃止され、又は停止された者を除く。）

イ　生活保護法第六条第一項に規定する被保護者（基準日において保護が停止されていた者及び基準日の翌日から平成二十七年十月一日までの期間（以下この号において「特定期間」という。）内に保護が廃止され、又は停止された者を除く。）

ロ　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条の規定による支援給付（ロにおいて「支援給付」という。）を受けている者（基準日において支援給付が停止されていた者及び特定期間内に支援給付が廃止され、又は停止された者を除く。）

ハ　援護加算を受けている者（基準日において援護加算が停止されていた者及び特定期間内に援護加算が廃止され、又は停止された者を除く。）

ニ　援護を受けている者（基準日において援護が停止されていた者及び特定期間内に援護が廃止され、又は停止された者を除く。）

6　法第四十一条の八第一号ロに規定する財務省令で定める給付金は、平成二十七年度の一般会計予算における臨時福祉給付金給付事業費補助金を財源として市町村又は特別区から給付される給付金とする。

10　法第四十一条の八第二号ロに規定する財務省令で定める者は、次に掲げる者（第一号に掲げる者に係る同号イに規定する対象児童の全てが給付決定日（同条第二号ロに規定する給付金の給付が決定される日をいう。以下この項において同じ。）以前に死亡した場合における第一号に掲げる者及び第二号に掲げる者が給付決定日以前に死亡した場合における同号に掲げる者を除く。）とする。

一　平成二十七年六月分の児童手当法による児童手当（以下この号において「児童手当」という。）の支給を受ける者（施設等受給者を除く。以下この号において「六月分受給者」という。）又は同年五月三十一日において児童手当の支給要件に該当するものとして市町村又は特別区が認める者（施設等受給者及び六月分受給者を除く。以下この号において「六月分受給資格者」という。）（六月分受給者又は六月分受給資格者が次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める者）

イ　給付決定日以前に死亡した場合　当該六月分受給者が支給を受ける平成二十七年六月分の児童手当の支給の対象となつた児童又は当該六月分受給資格者に係る児童（ロにおいて「対象児童」と総称する。）に係る当該六月分受給者又は当該六月分受給資格者が死亡した日の属する月の翌月分の児童手当の支給を受ける者その他これに準ずる者

ロ　その者からの暴力を理由に避難している配偶者（その者と生計を一にしない者であつて、対象児童を監護し、かつ、これと生計を一にしている者に限る。）を有する場合　当該配偶者

二　平成二十七年五月三十一日における児童手当等の支給要件に該当する者に係る児童であつて、同日から給付決定日までの間において、施設入所等児童であり、又は施設入所等児童であつたもの

11　法第四十一条の八第二号ロに規定する財務省令で定める給付金は、平成二十七年度の一般会計予算における子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金を財源として市町村又は特別区から給付される給付金とする。

別表第二〔一〕の表の備考2(5)及び別表第二〔六〕の表の備考2(7)中「第41条の2第2項本文」を「第41条の2第3項本文」に改める。

（所得税法施行規則の一部改正）

第二条　所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第七号中「規定する書類」の下に「及び署名用電子証明書等」を加える。

別表第二〔一〕の表の備考2(6)及び別表第二〔六〕の表の備考2(8)中「第41条の2第2項本文」を「第41条の2第3項本文」に改める。

種類	剰余金・利益の配当	特定投資法人の投資口の配当等	剰余金の	利金	利息	国外株式の剰余金・利益の配当	上場株式等の配当等（源泉徴収義務特例分）

を

種類	分配	特定投資法人の投資口の配当等（源泉徴収義務特例分）	剰余金・利益の配当	剰余金・金銭の分配	利金	利息	国外株式の剰余金・利益の配当	上場株式等の配当等（源泉徴収義務特例分）

に改め、同表の備考2(2)中「同欄の」の次に「剰余金・利益の配当」は法第24条第1項に規定する剰余金の配当（法第6条の3第8号の規定により剰余金の配当とみなされるものを含む。）又は同項に規定する利益の配当を、」を加え、「・利益の配当」を「・金銭の分配」に、「剰余金の配当又は利益の配当（法第6条の3第8号の規定により剰余金の配当とみなされるものを含む。）を「剰余金の分配又は金銭の分配」に改め、同表の備考5中「第67条の15第5項」を「第67条の15第4項」に改める。